

ふるさと納税備後圏域共通返礼品選定委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は、ふるさと納税備後圏域共通返礼品選定委員会（以下「選定委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 選定委員会は、ふるさと納税備後圏域共通返礼品取扱事業者募集につき、福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市（以下「備後圏域」という。）の魅力あふれる返礼品を選定することを目的として設置する。

(所掌事務)

第3条 選定委員会は、前条の目的を達成するため、返礼品に関し、必要な事項の選定を行う。

(組織)

第4条 選定委員会の委員は、次に掲げる者で組織する。委員長は特にこれを置かない。

福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市のふるさと納税担当課長

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(会議)

第6条 選定委員会の会議の開催方法は、委員での協議により、その都度定める。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、福山市市長公室情報発信課において処理をする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、福山市が他の備後圏域ふるさと納税担当課と協議し別に定める。

附 則

この規約は、2024年（令和6年）4月25日から施行する。